

## 日本体質医学会会則

1974年12月8日	施行
1993年10月22日	第1章第2条、第3章第5条(2)・第6条、第4章第17条、 第5章第27条・第28条・第29条、第6章第39条・第40条変更
2001年4月1日	第1章第2条変更
2004年7月31日	第1章第2条変更
2005年11月7日	第3章第5条変更
2007年9月25日	第7章第34条変更
2010年10月18日	第1章第2条変更
2011年10月8日	第4章第10条、第14条変更
2012年11月3日	第1章第2条変更

# 日本体質医学会会則

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は日本体質医学会 (The Japanese Society of Constitutional Medicine) と称する。

(事務所)

第 2 条 日本体質医学会事務局を 熊本市中央区本荘 1-1-1 熊本大学大学院生命科学研究部代謝内科学内におく。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は体質に関する研究の連絡協力と進歩発展を図るとともに、その成果の実用化に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 前条の目的を達成するために本会は次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 機関誌の発行
- (3) 内外諸学会との交流
- (4) その他本会の目的の達成に必要な事項

## 第 3 章 会員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員は次の 2 種とする。

(1) 正会員: 通常会員と名誉会員にわけ。

通常会員は本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを経て入会した個人とし、名誉会員は

1. 日本体質医学会理事長、または日本体質医学会会長をつとめたもの、または日本体質医学会理事を 6 年(2 期)以上つとめたもので、満 80 歳以上のもの(その年度内)。

2. 日本体質医学会に功労のある会員で評議員により推挙されたもの。

とする。

(2) 賛助会員: 本会の目的に賛同する個人または団体。

(入会)

第 6 条 通常会員と賛助会員になろうとする者は、その年度の会費をそえて所定の入会申込書を本会事務局へ提出し、常任理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第 7 条 会員で退会しようとする者は、所定の退会届を提出するものとする。

(会員の権利と義務)

第 8 条 正会員は機関誌の配布を受け、機関誌に投稿し、本会の開催する集会に出席し、研究発表を行い、本会の運営に参画することができる。名誉会員は理事会、評議員会に出席し、意見を述べる事が

できる。ただし、票決に加わらない。賛助会員は本会の発行する機関誌の配布をうける。正会員ならびに賛助会員は所定の会費を前納しなければならない。ただし名誉会員は会費の納入を免除される。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員は次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 3 年以上会費を滞納した場合
- (3) 死亡および失踪宣言

## 第 4 章 役員

(役員)

第 10 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 評 議 員 約 50 名。評議員は正会員の中から正会員が投票により選出する。  
ただし、理事長は若干名の評議員を追加することができる。
- (2) 理 事 約 10 名。理事は評議員から評議員が投票により選出する。内 1 名は理事長とし、3 名を常任理事とする。常任理事は理事の互選により決定する。理事長は理事の互選によりその候補を定め、評議員会ならびに総会の承認を得て決定する。ただし、理事長は若干名の理事を追加することができる。
- (3) 監 事 2 名。理事以外の正会員から選出する。
- (4) 当 番 会 長 1 名。開催地の評議員、またはこれに準ずる学識経験者のうちから理事長が推薦し、評議員会の議決を経て総会の承認を受け決定される。

(評議員)

第 11 条 評議員は評議員会に出席し、本会の運営に必要な事項を審議または議決する。

(理事長)

第 12 条 理事長は本会を代表し、会務を統轄する。理事長事故あるときは常任理事のうち 1 名がこれを代行する。

(理事)

第 13 条 理事は理事会に出席し、本会のために必要な事項を企画立案し、評議員会ならびに総会の決定にもとづいてこれを執行する。常任理事はそれぞれ庶務、会計、編集に任務を管掌する。

(監事)

第 14 条 監事は、本会の業務及び財産に関し、次に規定する職務を行う。

- (1) 本会の財産の状況を監査し、理事会、評議員会ならびに総会において、その監査内容を報告すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産状況又は業務の執行についての不正の事実を発見したときは、理事会、評議員会又は総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をする必要があるときは、理事会を招集すること。

(当番会長)

第 15 条 当番会長は学会の開催に必要な一切の事務を行い、必要に応じて任期中は常任理事会に出席する。

(役員 of 解任)

第 16 条 役員は本会の役員たるにふさわしくない行為のあった場合、または本会の名誉を傷つけ、あるいは本会の目的趣旨に反するような行動があった時は、その任期中といえども総会の議決によってこれを解任することができる。

(役員 of 任期)

第 17 条 (1) 当番会長を除く役員 of 任期は原則として 3 年とし、選挙または委嘱制度 of 総会終了 of 翌日から次次回総会 of 終了日までとする。ただし、再任をさまたげない。

(2) 当番会長 of 任期は前回学会終了から始まり、学会終了までとする。

(3) 補欠による役員 of 任期は前任者 of 残任期間とする。

(4) 役員は無給とする。

## 第 5 章 会議

(会議)

第 18 条 会議は総会、評議員会、理事会および常任理事会とする。

(総会)

第 19 条 総会は本会 of 最高議決機関であり、理事長がこれを招集する。総会は通常総会および臨時総会とする。

(通常総会)

第 20 条 通常総会は毎年 1 回これを開く。

第 21 条 通常総会は次 of 事業を審議または議決するものとする。

(1) 事業計画および収支予算

(2) 事業報告ならびに収支決算

(3) 会則 of 改訂

(4) 役員人事

(5) その他評議員会において必要と認めた事項

(総会 of 議長)

第 22 条 総会 of 議長は当番会長とする。

(総会 of 議決)

第 23 条 総会 of 議事は採決時 of 出席会員 of 過半数でこれを決する。

(臨時総会 of 招集)

第 24 条 臨時総会は評議員会が必要と認めたとき、および正会員 of 1/3 以上が議題を明示して要求したときは、理事長がこれを招集しなければならない。

(評議員会)

第 25 条 評議員会は、年 1 回理事長が招集し、その議長となる。評議員 of 1/3 以上から会議で議すべき事項を示して招集を請求されたときは、理事長は評議員を招集しなければならない。

(評議員の定足数)

第 26 条 評議員会は定員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立する。

(評議員会の議決)

第 27 条 評議員の議決は投票時の出席者の過半数をもって成立する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

(理事会)

第 28 条 理事会は本会の運営の執行機関であり、随時理事長がこれを招集し、その議長となる。理事会は定員の 2/3 以上(委任状を含む)の出席をもって成立する。

(常任理事会)

第 29 条 常任理事会は理事長が必要に応じて開催するものとする。

## 第 6 章 学術集会

(学術集会)

第 30 条 本会は会員の研究を発表し、たがいにその知見を交換する目的で学術集会を開催する。

(学術集会の種類)

第 31 条 学術集会は年 1 回の全国集会のほかに、地方別・専門別の集会を開くことができる。

(全国集会の役員)

第 32 条 全国集会には当番会長を 1 名おく。

(全国集会の決定)

第 33 条 次年度全国集会開催地および当番会長は総会でこれを決定する。ただし開催の時期およびその運営については、当番会長にこれを一任する。

## 第 7 章 機関誌

(機関誌)

第 34 条 本会は機関誌として日本体質医学会雑誌 (Journal of Constitutional Medicine) を発行する。日本体質医学会雑誌発行のために、細則に定めるところにより編集委員会をおく。

(機関誌への投稿)

第 35 条 日本体質医学会雑誌への投稿は別に定める規定による。

(機関誌の発行)

第 36 条 機関誌の発行は編集担当の常任理事が管掌する。

## 第 8 章 会計

(会計)

第 37 条 本会の経費は会費、寄付金および他の収入をもってこれを支弁する。

(学術集会の経費)

第 38 条 学術集会に関する経費については別に定めるところによる。

(本会の会計年度)

第 39 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会費)

第 40 条 正会員の会費は 5,000 円とし、当該会計年度の頭初に納付するものとする。既納の会費は理由のいかんをとわずこれを返還しない。

(決算報告)

第 41 条 前年度の収支決算の報告書は理事会がこれを作成し、会計監査をうけたうえ、評議員会の審議ならびに総会の承認を経てこれを機関誌に公表しなければならない。

## 第 9 章 会則の改正

(会則の改正)

第 42 条 本会の会則を変更するには、理事会の議にもとづき評議員会を経て、総会の決定を経なければならない。

附則 本会則は平成 18 年 9 月 25 日から施行する。

# 日本体質医学会細則

2006年9月25日 施行

2007年10月1日 第2条(1)追加

## 日本体質医学会細則

(日本体質医学会雑誌編集委員会について)

### 第1条

(1) 編集委員は、評議員の推薦に基づき理事会の承認を経て、理事長がこれを委嘱する。

その任期は会則第17条(1)に準ずるものとする。

(2) 編集委員会は、常任理事(編集担当)を含む委員若干名をもって組織し、委員長は編集委員会の推薦に基づき、理事長がこれを委嘱する。

(理事特別会費について)

### 第2条

(1) 本会の理事は正会員会費に加え、特別会費(1口 5,000円、1口以上)を納付するものとする。

附則 本細則は平成20年度から施行する。